

公 告

徳島県厚生連労働組合から二〇二三年年度末一時金要求・二〇二四年春季要求に関して令和六年二月二十六日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の第四項の規定により公告する。

令和六年二月二十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

阿南市宝田町川原六・一

阿南医療センター

吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島二二〇

吉野川医療センター

阿波市市場町市場字岸ノ下一九〇・一

阿波病院

徳島市北佐古一番町五番二二号

徳島県厚生農業協同組合連合会

阿波市阿波町平川原北五九・一

徳島県農村健康管理センター